

# 山手小学校いじめ防止基本方針（ホームページ版）

平成26年4月1日策定

平成30年4月1日改正

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和4年4月1日改正

## 1 いじめの問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法：第2条）

※「物理的な影響」とは身体的な影響の他、金品のたかられや隠され、嫌なことを無理矢理強いられること等を意味する。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定せず、当該児童の表情や様子をもきめ細かく観察することを大切にしていく。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育み、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。

※いじめは犯罪の対象となることがあり、損害賠償責任が発生し得る。

### (3) 学校及び教職員の責務

「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組み、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を送ることができるようするために、保護者及び地域関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策

### (1) 未然防止の取組

#### ① 「分かる・できる授業」の創造、規律・自己有用感・主体性・自治力の育成と推進

- ・すべての児童が安心できる、自己存在感や充実感をもてる、授業づくりや集団づくりを行うことで、学校生活が原因となる児童のストレスを減らし、児童が他人を攻撃したり、攻撃に同調・加担したりすることのない、「居場所づくり」を教師主導で行う。
- ・児童が共同的な活動に主体的に取り組む中で、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を感じ、互いを認め合う中から生まれる「絆」という感覚によってつながった人間関係を、児童自らがさらに紡いでいく「絆づくり」を授業や行事の場面で作りだし、充実した集団体験を提供していく。
- ・授業改善を通して、間違った答えを言っても笑われたり叱られたりしないという雰囲気をつくりながら、「分かる授業」を進める。また、同時に基本的な生活習慣や行動規範を獲得させながら、全ての子供が活躍でき、「自己有用感」が感じられるような場面を意識的につくっていく。



- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童自らが主体的に問題解決に取り組むよう指導する。(人権宣言の確認や定期的な見直し等)
- ・学校教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・児童が学級担任教諭だけでなく、だれにでも気軽に相談できる環境づくりを行うとともに、「学級・学校に児童の居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

## ② 生命や人権を大切にす指導(豊かな心の育成)

- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることに、児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないように指導する。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物とのふれ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・学校教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にす心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

## ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・タブレット端末やスマートフォン、通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、タブレット端末やスマートフォン、通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルや SNS の使い方について、児童会が企画・運営する児童間での話し合いや PTA、地域の方も交えた交流会等、自治的な活動の充実を図る。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

- ### ① 日常の観察及びアンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、ふだんからの観察や声かけにより、ささいな変化も見逃さない。また、チェックシートの活用、定期的なアンケート(記名式・無記名式)やハイパーQUの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。(アンケートの工夫と毎月のいじめ調査報告の集計・児童交流の充実・教育相談)

### ② 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ、信頼関係が築けるように日常から児童理解を図るように努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るとともに、相談体制の充実を図る。

### ③ 保護者との連携

- ・定期の保護者との懇談の他に、気になる様子がある時には、保護者と電話や面談によって児童の様子について情報を共有する。
- ・いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童がいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にす。